

【介護保険対応 訪問看護利用料金表（非課税）】令和3年4月～

サービス内容	基本単位	利用料 (10割)	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)	利用者 負担額 (3割)	サービス提供時間
訪問看護 I-1・時間内	313	3,261円	327円	653円	979円	1回につき 20分未満
訪問看護 I-2・時間内	470	4,897円	490円	980円	1,470円	1回につき 30分未満
訪問看護 I-3・時間内	821	8,554円	856円	1,711円	2,567円	1回につき 30分以上1時間未満
訪問看護 I-4・時間内	1,125	11,722円	1,173円	2,345円	3,517円	1回につき 1時間以上1時間30分未満
訪問看護 I-5 (PT・OT・ST)	293	3,053円	306円	611円	916円	リハビリ 20分(※1)
訪問看護 I-5 (PT・OT・ST)	586	6,106円	611円	1,222円	1,832円	リハビリ 40分 293単位×2
訪問看護 I-5・2超 (PT・OT・ST)	792	8,252円	826円	1,651円	2,476円	リハビリ 60分 264単位×3
特別管理加算 I (1ヶ月に1回)	500	5,210円	521円	1,042円	1,563円	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。
特別管理加算 II (1ヶ月に1回)	250	2,605円	261円	521円	782円	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること。
複数名訪問看護加算 I (30分未満)	254	2,646円	265円	530円	794円	1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。
(30分以上)	402	4,188円	419円	838円	1,257円	
長時間訪問看護加算	300	3,126円	313円	626円	938円	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定
初回加算	300	3,126円	313円	626円	938円	新規に訪問看護を提供した場合
退院時共同指導加算	600	6,252円	626円	1,251円	1,876円	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合
緊急時訪問看護加算	574	5,981円	599円	1,197円	1,795円	1か月につき1回算定。
ターミナルケア加算(※2)	2,000	20,840円	2,084円	4,168円	6,252円	死亡月につき1回算定。

(※1) PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士 リハビリの上限は週120分迄。

(※2) 緊急時訪問看護加算、ターミナルケア加算、夜・朝、深夜加算は24時間連絡体制にあるステーションが算定することができます。

※ 夜間・早朝 25%増し 深夜 50%増し

※ 緊急時訪問看護加算・特別管理加算 I・II、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外。

●交通の便や訪問の流れ、スタッフの都合により訪問時間の変動が生じることがあります。

●ステーションの都合により曜日・時間・担当者の変更をお願いすることがあります。

●保険証や主治医の変更があった際は、訪問スタッフにお声掛けください。

ご理解ご了承の程、何卒宜しくお願い致します。

《利用料負担額の計算方法》

$$\text{介護保険によるサービス利用料} = \text{単位数} \times \boxed{10.42} \quad (\text{6級地 単価}) \dots \mathbf{A}$$

$$\mathbf{A} - (\mathbf{A} \times \text{負担額}\%) = \text{利用者負担額}$$

*准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

*端数処理方法の関係で1円単位に誤差が生じる場合がございます。

【運営規程に定められたその他の費用】

算定項目	サービス内容
交通費	通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合の交通費は実費を徴収いたします。自動車を使用した場合の交通費は通常の事業実施地域を越えてから片道概ね10km以上につき1,000円を徴収致します。

【介護保険対象外のサービス実施のご利用料（税込み）】

算定項目	サービス内容
在宅以外での訪問看護	1時間まで実費8,000円 2時間目以降は要相談。
受診の同行	2時間まで5,000円
死後の処置	亡くなられた後の処置と処置材料費込みで 20,000円

キャンセル料 (非課税)	サービス利用日の前日まで 無料 サービス利用日の当日 利用者負担2,000円 但し、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情の場合は除く。 *サービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡をお願いします。 団栗訪問看護リハビリステーション 連絡先 TEL 049-227-0005
-----------------	--

集金の方・・・月末締め・翌月訪問時、担当者にて集金させていただきます。

引落の方・・・月末締め・翌月13日引落（13日が土日祝の場合は翌営業日）

※引落手続きが完了するまでは、現金集金とさせていただきます。

振込の方・・・月末締め・翌月末までにお振込願います。

※長期の休みの際は、振込依頼を郵送させていただくこともございます。

*夜間・早朝	午前6時～午前8時まで、または午後6時から午後10時までサービスを行った場合、基本単位数に25%加算されます。
*深夜	午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%を加算されます。